

ウェーブ

令和2年10月

特別号



発行

川崎区社会福祉協議会
福祉/パルかわさき
住所：川崎区富士見 1-6-3
読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階
電話：044-246-5500
FAX：044-211-8741
HP：https://www.kawasaki-shakyo.jp/
社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる
福祉のまちづくりを地域のみなさんと共に考
え協力しあい、推進していく民間の団体です。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今号の「ウェーブ」は特別号として関係各所に配布させていただきます。

あなたの募金で ささえあいのまちづくり 共同募金運動2020 <10月1日～3月31日>



「自分のまちをよくするしくみ」 共同募金運動が始まります。



毎年、共同募金運動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

今年も 10 月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。今年は、新型コロナウイルスの影響により、人と人との距離をとること、接触する機会を減らすことが求められ、これまで通りのコミュニケーションが難しくなり、地域では孤立・孤独の問題が深刻化しやすい状況にあります。

そこで、今年度は衛生面に十分に配慮をしながら、人を支える福祉活動の原点である、「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通のテーマに掲げ、コロナ状況下における、緊急支援事業や災害被災者支援事業とともに、共同募金を推進してまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。今年度は3月31日まで期間を延長して実施いたします。



共同募金のしくみ

川崎区支会

神奈川共同募金会

川崎区社協が行う
地域福祉活動事業

神奈川県内の
福祉施設・団体へ



福祉施設の施設整備費、在宅福祉サービス事業、福祉サービス事業、福祉車両の購入など



国内で大規模災害が発生した場合に限り、被災者支援活動にも使われています。

バッジ等による募金



①②タッグ式のピンバッジ 募金額 500 円
③ハンドタオル(200mm 角内) 募金額 1,000 円

神奈川県共同募金会では、毎年、野毛山動物園や川崎フロンターレと協働してオリジナル資材を作成しています。
こちらのバッジ等でお協力いただいた募金は川崎区支会への寄付金となります。(なくなり次第終了となります。)

神奈川県共同募金会では、コロナ禍において様々な緊急支援事業に取り組んでいます。
企業から緊急支援物資をご提供いただき、その日の生活に困窮されている方々を中心に、物品での支援活動を継続的に実施しています。
川崎区内においてもいただいた食品を活用し、地域で行われているフードパントリーや子どもの食糧支援を実施しています。



令和2年度 年末たすけあい運動 「支援金」申請について

共同募金運動の一環として、毎年12月1日から31日まで地域の皆さまにご協力をいただいております年末たすけあい運動において、募金の有効活用を考慮し、川崎市社会福祉協議会では配分された募金を元に地域で福祉ニーズを持つ世帯へ「支援金」として配布をいたします。

希望される方は、以下の内容をご確認の上、所定の申請書にてお申ください。

なお、支援金の金額については、募金の実績額と申請世帯数を勘案し決定となるため、申請時には決定していませんのでご了承ください。

川崎市協 キャラクター
ウェブくん



注 以下に当てはまる方は申請できませんのでご了承ください

- ・生活保護受給世帯は申請できません。
- ・対象者ご本人が在宅で生活されていることが必要です。施設・グループホーム等で生活されている方や長期入院されている方は対象外となります。

1 支援金対象世帯及び添付書類

川崎区内において在宅で生活をされており、次の項目に該当する方がいる世帯（項目に該当する書類を添えて提出）

項目	対象世帯 内容・添付書類
A	8月1日現在、ひとり親世帯で児童扶養手当を受けている方 添付書類 8月の手当が振り込まれた部分と名義部分の通帳のコピー
Bア	9月1日現在、身体障害者手帳1・2級の方 添付書類 身体障害者手帳のコピー ※氏名、等級、障害名が記載された部分
Bイ	9月1日現在、療育手帳Aの交付を受けている方 添付書類 療育手帳のコピー ※名前、判定の箇所が記載された部分
Bウ	9月1日現在、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 添付書類 精神障害者保健福祉手帳のコピー
C	9月1日現在、介護認定が要介護4または5の方 添付書類 介護保険証のコピー
D	9月1日現在、災害遺児等福祉手当を受けている方 添付書類 9月の手当が振り込まれた部分と名義部分の通帳のコピー
E	9月1日現在、公害病認定患者の方 添付書類 公害医療手帳のコピー

2 申請にあたっての諸注意

- (1) 令和2年9月1日（一部項目は8月1日）現在、川崎区内において在宅で生活をしていることが必要となります。
- (2) 申請には各項目に該当していることが証明できる書類が必要となります。
- (3) 配分は世帯単位とし、重複配分は行いません。同一世帯に対象の方が複数いる場合でも1世帯分の配分となります。
- (4) 申請後に転居等により状況が変わった場合には、対象外になりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

3 申請期間・方法

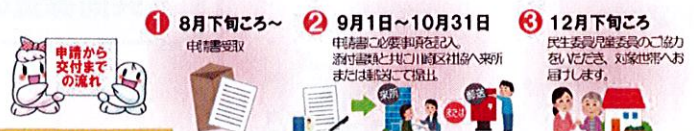
期間 令和2年9月1日(火)から10月31日(土)【17時必着】

方法 申請書に必要事項を記入の上、添付書類と併せて川崎市社会福祉協議会に直接来所または郵送にてお申ください。

- ① 1: 申請書に記入漏れがある場合や添付書類が無い場合は申請を受け付けられませんので、提出時には必ず確認してください。
- ② 2: 申請期間を過ぎた申請書は受け付けることができません。
- ③ 3: 申請先住所が昨年に変更していますのでご注意ください。
(※申請先住所は、下記参照。)

4 支援金の配布方法

(1) 民生委員の皆様のご協力をいただき、対象世帯に支援金をお届けします。訪問時、申請者不在の場合は支援金をお渡しできないこともありますのでご了承ください。



申込・問合せ先

川崎市川崎区社会福祉協議会

〒210-0011 川崎区富士見1-6-3 続売川崎富士見ビルB-1 棟6階
電話:044-246-5500 FAX:044-211-8741

令和2年度川崎市協福祉まつりの中止について（お知らせ）

本会では、区内地域福祉活動団体、ボランティアグループ、障害等当事者団体、福祉関係施設、社会貢献企業等が一堂に会し、区民との交流を通じ福祉啓発・意識の高揚を目的とした「川崎市協福祉まつり」を毎年開催しております。本年も11月21日（土）の開催に向け準備して参りましたが、新型コロナウイルス感染拡大の現状を鑑み検討を重ねた結果、誠に残念ではございますが、本年度の「川崎市協福祉まつり」の開催を中止させていただくこととなりました。参加を楽しみにされていた皆様におかれましては、申し訳ございませんが何卒ご了承ください。来年度以降の福祉まつり開催については、決定次第、本会ホームページ等でお知らせさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

